

住民監査請求の結果の公表

第1 請求書の提出

令和3年1月4日

第2 請求の要旨

保安林指定について、改ざんされた公図をもとに手続が行われ、保安林台帳が改ざんされていることから、当該保安林に係る平成21年度及び平成23年度森林環境保全整備事業並びに平成8年度から平成9年度までの復旧治山事業に公金を支出したことが、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）に照らしても当然に無効であるとして、群馬県環境森林部森林保全課及びA事務所に勤務する職員ら（以下「請求対象者」という。）に対し、B森林組合に対して不当に支出された補助金相当額及び支払から返還までの法定利息を加えた金額につき、請求対象者がB森林組合に支出額の返還をさせたり、あるいは請求対象者自身に支出額相当を返還させたりするなど、必要な措置を講じるように勧告することを求める。

第3 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

2 理由

本件措置請求において、請求人は、保安林指定について、改ざんされた公図をもとに手続が行われ、保安林台帳が改ざんされていることから、当該保安林に係る平成21年度及び平成23年度森林環境保全整備事業並びに平成8年度から平成9年度までの復旧治山事業に公金を支出したこと（以下「本件財務会計上の行為」という。）が、地自法に照らしても当然に無効であるとして請求対象者に対し、B森林組合に対して不当に支出された補助金相当額及び支払から返還までの法定利息を加えた金額につき、請求対象者がB森林組合に支出額の返還をさせたり、あるいは請求対象者自身に支出額相当を返還させたりするなど、必要な措置を講じるように勧告することを求めていると解される。

地自法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）があると認めるとき、これらを証する資料を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為等により当該普通地方公共団体が被った損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

そして、住民監査請求の請求期間について、地自法第242条第2項は、「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定している。

また、地自法第242条第2項ただし書の正当な理由について、最高裁は、「地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、地自法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて前記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最一小判平成14・9・12民集56巻7号1481頁）」と判示している。

これを本件についてみるに、本件措置請求のあつた日は、本件財務会計上の行為からいずれも1年を経過しているが、本件財務会計上の行為をみると、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求ができなかった特段の事

情はなく、地自法第242条第2項ただし書に定める正当な理由があるとは認められない。

よって、本件措置請求は、その余を判断するまでもなく、地自法第242条第2項所定の期間徒過により、不適法である。

以上